

部落内回覧してください

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

## 令和3年度・令和4年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、基準日（令和3年度：令和3年12月10日、令和4年度：令和4年6月1日）に**住民税（均等割）非課税世帯**や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で**家計急変**のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 給付金の受給対象と思われる方には、確認書や申請書を**送付していません**。まだ返信していない方は、**令和4年9月末**までに返信して下さい。
- 世帯の中に**未申告者がいる世帯**や基準日以降に**転入した世帯**には確認書等を送付していません。非課税世帯に該当すると思われる方は、**神山町役場健康福祉課までご連絡ください**。
- これまでは、一定の収入があり、住民税（均等割）が課税されている**世帯**であっても、令和4年1月以降に**新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少**したり、再就職できない等の理由で**家計が急変**し、直近の収入減少により住民税（均等割）非課税相当と見なされる場合には、支給されます。

注）新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入（所得）が減少し、非課税水準となった場合は対象となりません。

**令和3年度に給付対象となった方は、令和4年度は給付対象となりません。**

連絡・返送先

〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地  
神山町役場 健康福祉課  
電話 088-676-1114 IP電話 2004

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き（締切り：令和4年9月末）

## I 令和3年度・令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

確認書又は申請書が送付された方

中身を確認して、神山町健康福祉課に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、未申告者や転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

神山町役場健康福祉課に連絡して下さい。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に直接または郵送でご提出ください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 神山町では、単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

神山町役場健康福祉課に連絡して下さい。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに直接または郵送でご提出ください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、神山町役場健康福祉課や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター



**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝を除く）

神山町役場 健康福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

**088-676-1114 IP 2004**

受付時間 8:30~17:00（土日祝を除く）